

答 申

第1 審査会の結論

千葉市長（以下「実施機関」という。）が異議申立人に対し平成8年4月25日付け8千環保第165号で通知した「相談訪問指導記録」の一部を非開示とした決定は、これを取り消し、別表1に示す部分を除いて、開示すべきである。

第2 質問に至る経過

質問に至る経過は、次のとおりである。

1 開示請求

異議申立人は、平成8年4月11日付で、千葉市個人情報保護条例（平成7年千葉市条例第42号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、異議申立人に係る相談訪問指導記録の開示請求を行った。

2 部分開示決定

開示請求に対し、実施機関は、開示請求に係る個人情報を、異議申立人に係る精神保健及び精神障害者の福祉（以下「精神保健福祉」という。）に関する相談（以下「精神保健福祉相談」という。）について記録された相談訪問指導記録（以下「本件相談訪問指導記録」という。）と特定したうえで、当該個人情報には、条例第17条第2号、第3号又は第4号に該当する個人情報が記録されているとして、条例第15条第1項の規定に基づき、本件相談訪問指導記録の一部を非開示とし、その余を開示とする部分開示決定を行い、その旨を平成8年4月25日付け8千環保第165号で異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、部分開示決定を不服として、平成8年6月26日、実施機関に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づく異議申立てを行った。

4 質問

実施機関は、平成8年7月15日付け8千環保第463号で、条例第26条の規定に基づき、審査会に質問した。

第3 異議申立人の主張要旨

異議申立書、意見書及び口頭意見陳述による異議申立人の主張の要旨は、次のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、第2の2の部分開示決定を取り消し、本件相談訪問指導記録の全部開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

(1) 本件相談訪問指導記録について

異議申立人は、正常であるにもかかわらず、■年間にわたり、犯罪者である配偶者、配偶者に騙された異議申立人の身内、警察官までが異議申立人がノイローゼだとして、保健所へ多くの回数の精神保健福祉相談を行ったが、保健所は、異議申立人本人に連絡及び面接の申出を一度も行わなかつたので、本件相談訪問指導記録に異議申立人の虚像が作られてしまった。

その結果、保健所嘱託医から配偶者への教示により、平成■年■月■日に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第33条の規定により、配偶者の同意のもと、同嘱託医の勤務する医療機関に、強制的に医療保護入院させられた。

■日間に及ぶ入院中、一貫して不当な入院であると主張したが、強制の投薬等で心身を痛め付けられ、退院後も禁断症状等、薬害の後遺症もいろいろ出ている。不当な入院の原因となった相談者及び嘱託医は犯罪者である。

異議申立人は、このような被害を受けたが、法には、人権に配慮した記述があらゆる所に書かれており、医療保護入院も強制入院であるので、人権擁護に配慮することは当然であり、規定どおりに手続をすれば、絶対に不当な入院は起きないようになっている。

また、保健所が、異議申立人に面接していれば、配偶者の話が虚偽であり、

警察官のデッチアゲも分かった。また、異議申立人の身内も配偶者に騙されていたことに気付き、犯罪を犯さずに済んだし、不当な入院も起きなかつたはずである。

不当な入院が何故起きたのか、何故、すべての人権に配慮した法の仕組みが働かなかつたのか、何故、正常であるという真実が証明されなかつたのか等を解説するためには、保健所における相談の状況が記録された本件相談訪問指導記録の全部を開示し、責任の所在を明確にする必要がある。

実施機関は、不当な入院事件の解決に協力し、被害者である異議申立人を保護する義務がある。

(2) 条例第17条第2号（第三者情報）該当性について

保健所嘱託医が本件相談訪問指導記録の概略として、8回の相談について、相談日及び相談方法、相談者並びに相談内容の概要を裁判所に提出したので、異議申立人以外の者も既に識別されており、かつ、これらの相談者及び嘱託医は上記(1)で述べたとおり、犯罪者であるので、正当な権利利益の侵害には当たらない。

(3) 条例第17条第3号（評価、診断等情報）該当性について

上記(1)で述べたとおり、本件相談訪問指導記録の異議申立人に関する記録は、保健所や犯罪者により不当に作られた異議申立人の虚像であり、異議申立人の個人の評価等でない、犯罪者の犯罪記録である。

(4) 条例第17条第4号（国等関係情報）該当性について

東京都中野区で「国の不開示指示よりも自己情報を知る権利を優先させるべきである」との答申が出ている。

実施機関は、「千葉県は開示を予定していない」というが、千葉県は非開示にする理由がない。現に本件相談訪問指導記録により不当な入院事件が起きたのであるから、千葉県の予定よりも異議申立人の知る権利を優先し、積極的に開示し原因究明する義務がある。

第4 実施機関の説明要旨

異議申立てに対する実施機関の説明の要旨は、次のとおりである。

1 本件相談訪問指導記録について

本件相談訪問指導記録は、異議申立人を精神保健福祉相談の対象者（以下「被相談員」という。）とした精神保健福祉相談に関する記録された文書であり、千葉市保健所が設置された昭和■年■月■日までに千葉県が作成し同日付で千葉市に移管された「精神衛生日誌」（3件）と、同日以後、千葉市が作成した「初回相談票」（1件）から構成されている。

2 条例第17条第2号（第三者情報）該当性について

本件相談訪問指導記録のうち、次に掲げる情報は、それぞれに記す理由により条例第17条第2号に規定する第三者情報に該当する。

（1）異議申立人以外の相談者に関する情報

異議申立人以外の者が相談者である相談に関する情報に含まれる相談者の氏名、住所、年令、職業、電話番号及び被相談員との続柄（以下「身上関係情報」という。），当該相談の相談日、新規、継続等の相談の種別及び電話、来所等の相談の方法（以下「相談種別・方法」という。），異議申立人及びその保護者（法第20条に規定する「保護者」をいう。以下同じ。）の身上関係情報並びに相談の経緯、訴えの概要、従来の経過、既往歴、家庭環境及び親族関係などの相談者から聴取した情報（以下「相談内容等」という。）は、当該相談者と異議申立人との間の過去の経緯や個人的な体験等を基にした情報であり、開示することにより、容易に相談者が誰であるかを識別され、又は識別され得る情報である。

精神障害者、家族及び一般人を対象としている精神保健福祉相談は、何人であっても心理的に抑制されることなく自由に相談できるよう、相談者の匿名の利益を保証することが前提となっており、被相談員である異議申立人に対し相談者が誰であるかを開示することは、当該相談者の匿名の利益を侵すものである。

また、異議申立人は、平成■年■月に保健所を訪れ「保健所における自分に関する記録を見せてくれ。」と訴えたことをはじめ、その主張は今まで一貫して「本件相談訪問指導記録の異議申立人に関する記録は、保健所や犯罪者により不当に作られた異議申立人の虚像であり、異議申立人の個人の評価等でない、犯罪者の犯罪記録である。」というものであるので、異議申立人に対し相談者が誰であるかを開示することにより、当該相談者に対し異議申立人が相談した事実に対する苦情等の行動を起こすことは容易に予想されるものであるので、当該相談者の私生活の平安が乱されるおそれがあるものである。

以上から、異議申立人以外の相談者に関する情報は、開示することにより当該相談者の正当な権利利益を侵害するおそれがあるものに該当する。

(2) 異議申立人に係る精神保健福祉相談に従事した者に関する情報

異議申立人に係る精神保健福祉相談を担当した精神保健福祉相談員及び嘱託医並びに本件相談訪問指導記録の決裁供覧を行った保健所職員の氏名、職名及び印影は、当該精神保健福祉相談員、嘱託医及び保健所職員が識別される情報である。

精神保健福祉相談は、医師又は精神保健福祉相談員が担当することとされているが、これらの者の氏名等は被相談員に対し明らかにすることを予定しているものではなく、又これを開示しなければならない法的義務もない。

また、上記(1)で述べたとおり、異議申立人の主張や行動からは、異議申立人に係る精神保健福祉相談に従事したこれらの者に関する情報を開示することで、異議申立人が相談当時の対応に対し苦情等の行動を起こすことは容易に予想されるものであり、保健所におけるこれらの者の日常の業務遂行に支障が生ずるおそれがあるものである。

以上から、異議申立人に係る精神保健福祉相談に従事した者に関する情報は、開示することにより当該従事した者の正当な権利利益を侵害するおそれがあるものに該当する。

(3) 関係機関等に関する情報

異議申立人を被相談員とした精神保健福祉相談の実施に際し、保健所が情報交換を行った行政機関及び医療機関その他の機関等（以下「関係機関等」という。）の名称並びに当該関係機関等との間の情報交換の内容は、当該関係機関等が識別され、又は識別され得る情報である。

精神保健福祉相談を含む精神保健福祉業務の実施に当たっては、関係機関等との連絡協調に努め行うこととされているが、これらの機関の名称等は被相談員に対し明らかにすることを予定しているものではなく、又これを開示しなければならない法的義務もない。

また、上記(1)で述べたとおり、異議申立人の主張や行動からは、関係機関等に関する情報を開示することで、異議申立人が保健所との情報交換に対し苦情等の行動を起こすことは容易に予想されるものであり、当該関係機関等の日常の業務遂行に支障が生ずるおそれがあるものである。

以上から、関係機関等に関する情報は、開示することにより当該関係機関等の正当な権利利益を侵害するおそれがあるものに該当する。

(4) 異議申立人から聴取した異議申立人以外の者に関する情報

異議申立人から聴取した、異議申立人がその主張を正当化するための証言を得ようとした者の身上関係情報は、当該証言者が識別される情報である。

また、その証言については、相談時に異議申立人から連絡を取ろうとしたところ、当該証言者が不在のため得られなかつたものである。

当該相談において異議申立人が当該証言者の証言を得ようとした事実が、現在、異議申立人の記憶にあるか否かは定かでないが、仮に記憶になかった場合、上記(1)で述べたとおり、異議申立人の主張や行動からは、当該証言者に関する情報を開示することで、異議申立人が当該相談当日の不在に関する苦情等の行動を起こすことは容易に予想されるものであり、当該証言者の私生活の平安が乱されるおそれがある多分にあるものである。

以上から、異議申立人から聴取した異議申立人以外の者に関する情報は、開示することにより当該証言者の正当な権利利益を侵害するおそれがあるものに該当する。

なお、異議申立人は、「犯罪者であるので、正当な権利利益の侵害には当たらない。」と主張するが、上記(1)から(4)に掲げた本号に該当する異議申立人以外のもののうち、異議申立人がいう「犯罪者」が何を指すか特定できないため、異議申立人の主張は認められない。

3 条例第17条第3号（評価、診断等情報）該当性について

本件相談訪問指導記録のうち、次に掲げる情報は、それぞれに記す理由により条例第17条第3号に規定する評価、診断等情報に該当する。

(1) 異議申立人以外の者が相談者である相談に関する情報

実施機関が非開示とした部分（以下「本件非開示部分」という。）には、異議申立人以外の者が相談者である相談に関する情報として、2の(1)に記した当該相談者に関する情報並びに当該相談者からの相談を担当した精神保健福祉相談員及び嘱託医が記録した当該相談に対する処遇方針、相談者への個別指導等の処遇の状況及び補足説明（以下「処遇内容等」という。）が記録されている。

精神保健福祉相談は、種々の精神保健に関する相談事項を持って来所した相談者に対し、その相談に応じ、医師等を中心にして個別指導を行い、また、その実施の過程で発見したケースの問題点について適切な助言その他の処理を行

うものであり、適正な事務執行のためには、相談者が心理的に抑制されることなく自由に相談できること、言い換えれば相談者及び相談内容等の秘密の保持がその前提となっているものである。

したがって、異議申立人以外の者が相談者である相談に関する情報を異議申立人に開示することにより、相談者にとって精神保健福祉相談における相談内容等の秘密の保持が崩され、当該相談者及び一般市民の精神保健福祉相談に対する信頼を失わせ、今後、相談のための来所を控えたり、相談に際し心理的抑制が働く等、相談を担当する精神保健福祉相談員及び嘱託医が相談内容等を正確に把握できなくなるなど、当該相談者のみならず市民一般を対象とした、以後の精神保健福祉相談の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがある。

(2) 異議申立人が相談者である相談に対する処遇内容等

異議申立人が相談者である相談に対する処遇内容等は、相談を担当した精神保健福祉相談員が相談時における異議申立人の状態、訴えなどを総合判断して記録したものである。

異議申立人は、偽って他人の名をかたる方法まで用い本件相談訪問指導記録に記録された情報の開示を求める相談を複数回行っている。そして、当該相談に際しては、違法な手続により記録された情報はすべて開示すべきであるとの異議申立人の主張と、適正な手続により行われた相談の記録であり見せられないとする実施機関の説明の間には相当の隔たりがあり、面談の際、異議申立人の主張に合わない説明がなされると、その説明に納得せず精神的に不安定な状態に陥る状況にあった。

したがって、異議申立人が相談者である相談に対する処遇内容等を異議申立人に開示することにより、相談当時の状況の記憶を甦らせ、再度精神不安定な状態に陥ったり、精神保健福祉相談に対する不信感を募らせ、現在も継続して行われている異議申立人に対する精神保健福祉相談において、相談を担当する精神保健福祉相談員及び嘱託医の指導、助言等を受け入れなくなる等異議申立人本人に対する精神保健福祉相談の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがある。

なお、異議申立人は、本件相談訪問指導記録について「犯罪者により不当に作られた異議申立人の虚像であり、異議申立人の個人の評価等でない、犯罪者の犯罪記録である。」と主張するが、精神保健福祉相談は、被相談員に係る相談、嘱託医の診断、相談者に対する処遇の一環としての指導等を伴う事務であり、相談訪問指導記録に記録された個人情報を開示することによる精神保健福祉相談の適

正な執行に著しい支障が生ずるおそれについては、上に述べたとおりであるので、異議申立人の主張は認められない。

4 条例第17条第4号（国等関係情報）該当性について

本件相談訪問指導記録のうち、次に掲げる情報は、それぞれに記す理由により条例第17条第4号に規定する国等関係情報に該当する。

(1) 精神衛生日誌に記録された情報

精神衛生日誌は、千葉市が保健所を設置する前に千葉県が実施した精神保健福祉相談について同県が作成した文書であり、保健所設置に伴い千葉市に移管されたものである。

また、千葉市においては法第51条の12に規定される大都市の特例の施行に伴い、法に規定する精神保健福祉業務全般について、平成8年4月1日に千葉県から事務の移譲を受けたところであり、精神保健福祉相談を含む同業務の遂行に当たっては、同県との密接な協力関係の下に実施しているところである。

そして、本件開示請求への対応を検討するに際し、千葉県の意見を聴取したところ、精神保健福祉相談に係る情報については開示しておらず、今後も開示は予定していないとのことであった。

したがって、千葉県との密接な協力関係の下に事務を実施している現時点において、同県の方針と異なる精神保健福祉相談に係る情報の開示を行うことは、同県の千葉市に対する不信感を招き、精神保健福祉業務全般について、事務の遂行に必要な情報を得られなくなる等同県との間の協力関係に著しい支障が生ずると認められる。

(2) 行政機関との間で行った情報交換の内容

保健所における精神保健福祉業務の運営に際しては、関係機関等との連絡協調に努めることとされており、その内容は、業務の性質上、秘密保持が原則とされている。

したがって、異議申立人に係る精神保健福祉相談の実施に際し行政機関との間で行った情報交換の内容は、開示することにより、秘密保持の原則が崩され、当該行政機関の千葉市に対する不信感を招き、以後の精神保健福祉相談の実施に関する当該行政機関との連絡協調体制が崩れる等、その協力関係に著しい支障が生ずると認められる。

なお、異議申立人は、「東京都中野区で『国の不開示指示よりも自己情報を知

る権利を優先させるべきである』との答申が出ている。」、「現に本件相談訪問指導記録により不当な入院事件が起きたのであるから、千葉県の予定よりも異議申立人の知る権利を優先し、積極的に開示し原因究明する義務がある。」と主張するが、本件相談訪問指導記録については、千葉県からの非開示の指示は存在しないこと及び本件相談訪問指導記録により不当な入院事件が起きたとは認められないこと並びに本件相談訪問指導記録の本号の該当性については、上に述べたとおりであるので、異議申立人の主張は認められない。

第5 審査会の判断

審査会は、本件相談訪問指導記録並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明を検討した結果、以下のとおり判断する。

1 開示請求の趣旨について

個人情報保護制度は、自分の情報が予期しない形で収集、蓄積、利用されているのではないか、誤った不完全な情報が広く利用されているのではないかなどの市民の不安を取り除くとともに、プライバシーその他の個人の権利利益の侵害を未然に防止するための基準や手続きを定めた制度である。

条例は、第1条で、千葉市が保有する個人情報について、収集、管理及び利用等の体系的かつ適正な保護措置を講ずるとともに、本人に対し開示等の請求権を保障することにより、個人の権利利益の保護を図るとともに、公正で信頼される市政が推進されるとしている。そして、第13条で、具体的に、何人にも実施機関が保有する自己情報の開示を請求する権利を認めている。

しかしながら、実施機関が保有する個人情報には、開示することにより、開示請求者以外の個人又は法人その他の団体（以下「第三者」という。）の正当な権利利益を侵害する可能性のあるもの、あるいは市政の公正かつ適正な運営の確保等の公共の利益に支障を生ずるものなどが存在するので、条例は、第17条各号で、開示しないことができる情報を限定的に列挙して、請求者の権利と第三者の権利利益さらには公益との調整を求めている。

このことは、この条例において、自己情報の開示請求に対し、開示が原則であり、非開示が例外として位置付けられるべきであることは動かしがたいところであることを示している。

したがって、実施機関は、非開示の決定をする場合は、条例第17条各号の非開示事由に客観的かつ明白に該当することを具体的に明らかにできなければなら

ない。

2 本件相談訪問指導記録について

(1) 精神保健福祉相談について

法は、精神障害者等の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ることを目的としており、第47条第1項で、保健所を設置する市は、必要に応じて、医師又は法第48条第1項に規定する精神保健福祉相談員等をもって、精神保健福祉に関し、精神障害者及びその家族等からの相談に応じ、及びこれらの者を指導させなければならないことを規定している。

また、精神保健福祉相談の具体的な運営については、厚生省から「保健所における精神保健業務運営要領」（昭和41年2月1日付け衛発第76号厚生省公衆衛生局長通知別紙。最終改正平成6年3月14日）において精神保健相談として、また同要領を廃し新たに示された「保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領」（平成8年1月19日付け健医発第58号厚生省保健医療局長通知別紙）において精神保健福祉業務の中の相談として、その実施手順が示されている。

これらの規定に基づき、千葉市における精神保健福祉相談は、昭和63年4月1日に千葉市が千葉市保健所を設置するまでは千葉県中央保健所において、同日以後は千葉市保健所において行われており、その概要は次のとおりと認められる。

精神保健福祉相談を含む精神保健福祉業務は、精神障害者の早期発見、早期治療の促進及び社会復帰の促進並びに福祉の向上を支援することを目的とし、その実施に当たっては、適宜、管内の行政、教育、福祉、医療等の機関、社会復帰施設等の施設、団体、専門家等との連絡協調に努め行うこととされている。

精神保健福祉相談は、種々の精神保健福祉に関する相談事項を持った精神障害者、家族等の相談者に対し、保健所内又は所外の面接相談あるいは電話相談の形で行われ、相談に際しては、相談を担当する医師及び精神保健福祉相談員等が、相談者から訴え（問題）の概要、従来の経過（生活史等）、既往歴、家庭環境等の被相談員に関する情報をできるだけ詳細に聴取し、それらの情報に基づき専門的立場から処遇方針を決定するとともに、個別指導、医療機関の紹介、医学的指導及びケースワーク等の相談者や被相談員に対する適切な処遇を行うものとされている。

(2) 相談訪問指導記録について

相談訪問指導記録は、精神保健福祉相談において、被相談員に対する継続的

な相談指導等に活用するため、相談を担当した医師、精神保健福祉相談員等が、相談者から聴取した事項、相談に対する処遇方針、処遇の実施状況及び行政、教育、福祉、医療等の機関等との間で行った情報交換の内容等を、被相談員ごとに記録したものである。

(3) 本件相談訪問指導記録の様式について

本件相談訪問指導記録は、異議申立人を被相談員とした精神保健福祉相談について、千葉市保健所が設置された昭和63年4月1日までに千葉県中央保健所が作成し同日付けで千葉市に移管された「精神衛生日誌」と、同日以後、千葉市保健所が作成した「初回相談票」の2様式から構成されている。

精神衛生日誌は、千葉県が定めた様式であり、相談ごとに作成する形式となっており、様式中には次の各欄が規定され、各欄に記載できない場合は、適宜、2頁目以降に追記することとされており、B5判5頁で構成されている。

- ① 決裁供覧欄… 記録内容について、保健所内で決裁供覧を行う。
- ② 年月日欄… 相談日、相談種別・方法を記す。
- ③ 本人欄… 被相談員に係る身上関係情報及び診断名を記す。
- ④ 保護者欄… 被相談員の保護者に係る身上関係情報を記す。
- ⑤ 相談者欄… 相談者に係る身上関係情報を記す。
- ⑥ 相談内容欄… 相談の主訴及び経路並びに相談内容等を記す。
- ⑦ 処遇内容欄… 当該相談に対する処遇の類型及び処遇内容等を記す。
- ⑧ その他… 当該相談に係る協力機関、時間外及び日誌の記録者を記す。

初回相談票は、千葉市が定めた様式であり、被相談員ごとに作成する形式となっており、1頁目に、被相談員に係る初回相談日、相談方法、被相談員及び初回相談者に係る身上関係情報、被相談員の家族関係が記録され、1頁目の余白及び2頁目以降は、経過記載欄として、個々の相談ごとの相談内容等及び処遇内容等並びに関係機関等との間で行った情報交換の内容が時系列に記録されており、B5判7頁とA4判1頁の計8頁で構成されている。

(4) 本件非開示部分の記録内容について

本件非開示部分は、精神衛生日誌の本人欄の氏名並びに初回相談票の本人欄の氏名、異議申立人が保健所を訪問した年月日及び当該保健所訪問時に実施機関の職員が異議申立人から聴取した情報の一部を除くすべての記録である。

3 非開示条項の該当性について

審査会は、実施機関が行った処分の妥当性の判断に当たり、便宜上、以下に述べ

る順で、本件非開示部分について順次検討範囲を狭めていく手法により検討する。

(1) 異議申立人が了知していると認められる情報の取扱いについて

本件非開示部分に記録された情報を詳細に検討した結果、本件非開示部分には、異議申立人が保健所に来所した際、保健所の職員と異議申立人との直接的な関わりの中で異議申立人が保健所の職員に対して訴えた内容等の異議申立人から直接聴取した情報並びに異議申立人の訴えに対し保健所の職員が応対した内容及び当該保健所の職員の氏名等の異議申立人に直接伝達した情報が記録されている。

実施機関は、第4の2の(4)において、「異議申立人の記憶にあるか否かは定かでないが、仮に記憶になかった場合」と主張するが、このような情報については、非開示とされる利益は、異議申立人が当該情報を了知した時点をもって既に失われていると考えることが妥当である。

したがって、異議申立人が了知していると認められる情報は、開示が妥当であり、これに該当すると審査会が判断した部分は、別表2のとおりである。○

(2) 条例第17条第4号（国等関係情報）該当性について

条例第17条第4号該当性が認められるためには、本号前段の「本市と国等との間における協議、協力、依頼等に基づいて実施機関が作成し、又は取得した個人情報」と本号後段の「開示することにより、国等との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるおそれがあるもの」との二つの要件を満たすことを要する。

本号前段の「本市と国等との間における協議、協力、依頼等に基づいて実施機関が作成し、又は取得した個人情報」とは、千葉市と国等との間において、法令に基づき、又は任意に行われた協議、協力、依頼、指示、要請、委託又は照会等（以下「協議、協力、依頼等」という。）を契機として、実施機関が保有していた個人情報から新たに作成したり、又は当該実施機関以外のものから新たに収集した個人情報をいうと解される。○

本号後段の「開示することにより、国等との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるおそれがあるもの」とは、国等との間における協議、協力、依頼等に際し当該個人情報の非開示が前提とされている等の理由により、当該個人情報を開示することにより、千葉市と当該国等との間における当面の、又は将来にわたる継続的で包括的な協力関係又は信頼関係が損なわれることになるものをいうと解される。～

以上の考え方に基づいて、審査会は次のとおり判断する。

ア 精神衛生日誌に記録された情報について

本件相談訪問指導記録のうち、精神衛生日誌は、昭和63年4月1日に精神

保健福祉相談が千葉県から千葉市に移譲されたことに伴い、千葉市保健所に移管されたものであり、精神衛生日誌に記録された情報は、同県と実施機関との間における当該事務の移譲に係る協議に基づき実施機関が収集した個人情報と認められる。

そして、実施機関は第4の4の(1)において、「千葉県は、精神保健福祉相談に係る情報を開示しておらず、今後の開示の予定もないとの意見だったので、同県の方針と異なる開示を行うことは、千葉市に対する不信感を招き、精神保健福祉業務全般について、事務の遂行に必要な情報を得られなくなる等同県との間の協力関係に著しい支障が生ずる」と主張する。

しかし、精神保健福祉相談の千葉市への移譲は、任意的な協力により移譲されたものではなく、千葉市保健所が設置されることに伴い法的に移譲されたものであり、移譲された以上は、当該移譲された事務に係る情報は千葉市の情報であり、当該情報に係る管理権限は専ら千葉市が有すると解されるので、当該情報の開示・非開示の決定についても千葉市が固有の権限に基づき判断すべきものであると解される。

したがって、本件相談訪問指導記録のうち、精神衛生日誌に記録された情報を開示した場合に、千葉市と千葉県との間における当面の、又は将来にわたる継続的で包括的な協力関係又は信頼関係を著しく損なうとまでは断ずることができないので、実施機関の主張は認められない。

イ 行政機関との間で行った情報交換の内容について

2の(1)で述べたとおり、精神保健福祉相談を含む精神保健福祉業務の実施に当たっては、適宜、管内の行政、教育、福祉、医療等の機関等との連絡協調に努め行うこととされているので、相談訪問指導記録に記録された行政機関との情報交換に関する情報は、当該行政機関との協力に基づき実施機関が作成し、又は収集した個人情報と認められる。

そして、実施機関は第4の4の(2)において、「異議申立人に係る精神保健福祉相談の実施に際し行政機関との間で行った情報交換の内容は、開示することにより、秘密保持の原則が崩され、当該行政機関の千葉市に対する不信感を招き、以後の精神保健福祉相談の実施に関する当該行政機関との連絡協調体制が崩れる等、その協力関係に著しい支障が生ずる」と主張する。

しかし、精神保健福祉相談の実施に当たり、保健所と行政機関との間で行う情報交換は、それぞれが精神保健福祉業務の運営に際し、公的な業務の一環として行っているものであり、本件相談訪問指導記録の開示により、今後の精神保健福祉業務の運営に当たり千葉市と当該行政機関との間の情報交換が行われ

なくなるとは認められない。

したがって、「以後の精神保健福祉相談の実施に関する当該行政機関との連絡協調体制が崩れる等、その協力関係に著しい支障が生ずる」との実施機関の主張は認められない。

(3) 条例第17条第2号（第三者情報）該当性について

条例第17条第2号該当性が認められるためには、本号前段の「開示請求者以外のものに関する情報を含む個人情報」と本号後段の「開示することにより、当該開示請求者以外のものの正当な権利利益を侵害するおそれがあるもの」との二つの要件を満たすことを要する。

本号前段の「開示請求者以外のものに関する情報を含む個人情報」とは、開示請求者に関する情報であると同時に第三者に関する情報でもあるものをいい、本号の趣旨が、第三者の正当な権利利益を保護する点にあることから見れば、当該情報から第三者が識別され、又は識別され得るものをいうと解される。

本号後段の「開示することにより、当該開示請求者以外のものの正当な権利利益を侵害するおそれがあるもの」とは、当該個人情報の内容や性質、開示請求者と第三者との関係を勘案して、当該情報を非開示とすることが客観的にも期待され、その期待が正当であるなど、これを開示することにより、当該第三者の正当な権利利益が侵されることになるものをいうと解される。

以上の考え方に基づいて、審査会は次のとおり判断する。

ア 異議申立人以外の相談者に関する情報について

異議申立人以外の相談者の身上関係情報及び相談内容等に含まれる異議申立人との間の過去の経緯や個人的な体験は、当該相談者に関する個人情報であり、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であると認められる。

精神保健福祉相談において、相談に対し適切な処遇を行うためには、相談を担当する医師及び精神保健福祉相談員等が、相談者から被相談員に関する情報をできるだけ詳細に聴取することが前提となっており、そのためには、相談時に相談者が心理的に抑制されることなく、自由に相談できる体制及び環境が不可欠であると認められる。

このことからは、精神保健福祉相談においては、相談者が明らかにされること、いわゆる「匿名の利益」を相談者が有することが、客観的にも期待されており、その期待は正当であると認められるので、相談者に係る個人情報を被相談員に開示することとなれば、相談者の正当な権利利益が侵されることになると考える。

そして、精神保健福祉相談における相談者に係る個人情報が例外的に開示されるのは、相談者の個人情報が被相談員に対し既に明らかになっている場合や相談者に悪意があることが明らかな場合等の特段の事情が存在する場合に限られると判断する。

なお、異議申立人は、第3の2の(2)において、「保健所嘱託医が本件相談訪問指導記録の概略として、8回の相談について、相談日及び相談方法、相談者並びに相談内容の概要を裁判所に提出したので、異議申立人以外の者も既に識別された」という特段の事情があると主張するが、本件相談訪問指導記録そのものが提出されたのではないことから、異議申立人以外の相談者に係る個人情報が異議申立人に対し明らかになったわけではない。

したがって、「被相談員に対し相談者が誰であるかを開示することは、当該相談者の匿名の利益を侵す」との理由で、異議申立人以外の相談者に係る個人情報を実施機関が非開示とした処分は妥当である。

ただし、次に掲げる情報は、それぞれに記す理由により、本号に該当しないと判断する。

(ア) 相談に係る相談日及び相談種別・方法

実施機関は、これらの情報と相談内容等を照らすことで相談者が識別され得ると主張するが、被相談員以外の者が相談者である精神保健福祉相談においては、相談者は、被相談員に知られないことを前提として相談を行っているものと認められるので、相談者が何時、どのような方法で、どのような内容の相談を保健所に対し行ったかを被相談員が了知しているとは言えず、相談内容等と照らすことで相談者が識別され得るとは認められない。

(イ) 異議申立人及びその保護者の身上関係情報

実施機関は、開示することで当該情報を知り得る者の範囲が特定され、結果として相談者が識別され得ると主張するが、特定の個人及びその者の配偶者の身上関係情報を知り得る者の範囲は狭くはないので、当該情報を知り得る者が特定されるとは認められない。

(ウ) 本件相談訪問指導記録の様式中の空欄

実施機関は、欄への記入の有無で当該相談者が了知する情報の範囲が特定され、結果として相談者が識別され得ると主張するが、被相談員ごとに作成、管理されている相談訪問指導記録の実態をかんがみると、同内容の記述を複数回すべきところを、記録者がその記述を略した結果の空欄である場合も考

えられるので、欄への記入の有無で当該相談者が了知する情報の範囲が特定されるとは認められない。

以上から、異議申立人以外の相談者に関する情報で、審査会が非開示を妥当と判断した部分は、別表3の1のとおりである。

イ 異議申立人に係る精神保健福祉相談に従事した者に関する情報について
異議申立人以外の相談者からの相談を担当した精神保健福祉相談員及び嘱託医並びに本件相談訪問指導記録の決裁供覧を行った保健所職員の氏名、職名及び印影は、異議申立人に係る精神保健福祉相談に従事した者に関する個人情報であり、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であると認められる。

これらの者のうち、異議申立人以外の相談者からの相談を担当した精神保健福祉相談員及び嘱託医については、異議申立人が了知していないと認められ、本件相談訪問指導記録に記録された異議申立人の医療保護入院後の行動や本件異議申立てに係る主張からは、異議申立人が、自らに係る相談を担当した精神保健福祉相談員及び嘱託医の相談当時の対応に対して苦情等の行動を起こし、その日常の業務遂行に支障を生じさせる可能性は否定できないので、「異議申立人が相談当時の対応に対し苦情等の行動を起こし、職員の日常の業務遂行に支障が生ずる」との理由で、実施機関が非開示とした処分は妥当である。

一方、本件相談訪問指導記録の決裁供覧を行った保健所職員については、異議申立人に係る精神保健福祉相談に直接携わったわけではないので、「異議申立人が、相談当時の対応に対し苦情等の行動を起こすことは容易に予想される」との実施機関の主張は認められない。

以上から、異議申立人に係る精神保健福祉相談に従事した者に関する情報で、審査会が非開示を妥当と判断した部分は、別表3の2のとおりである。

ウ その他の異議申立人以外の者に関する情報について

本件非開示部分に含まれるその他の異議申立人以外の特定の個人が識別され、又は識別され得る情報については、次のとおり判断する。

(ア) 相談者が他の者との間で行った異議申立人の措置に係る協議等の内容は、当該協議等を行った者に関する情報でもあり、特定の個人が識別され、又は識別され得ると認められる。

そして、これらの協議等を行った者については、相談者に準じて「匿名の利益」を有するものと認められるので、実施機関が非開示とした処分は妥当であり、これに該当すると審査会が判断した部分は、別表3の3のとおりで

ある。

(イ) 相談内容等、処遇内容等及び関係機関等との間で行った情報交換の内容に含まれる異議申立人の保護者に関する記録は、当該保護者に関する情報であり、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であると認められる。

しかし、かかる記録は、法が保護者として期待する役割に係る情報であり、開示することにより、当該保護者の正当な権利利益を侵害するおそれがあるとは認められないので、本号後段に該当しない。

(ウ) 相談者及び関係機関等から聴取した異議申立人の家系図、家族関係及び主治医等の異議申立人に係る事実は、異議申立人の親族及び主治医等に関する情報であり、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であると認められる。

しかし、当該情報については異議申立人が了知していると考えることが相 当であるという特段の事情が存在するので、異議申立人以外の相談者が識別され、又は識別され得る部分を除き、本号後段に該当しない。

(エ) 関係機関等の職員等の氏名は、当該職員等に関する情報であり、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であると認められる。

そして、これらの者については、異議申立人が了知していないと認められ、本件相談訪問指導記録に記録された異議申立人の医療保護入院後の行動や本件異議申立てに係る主張からは、異議申立人がこれらの者に対して苦情等の行動を起こし、その日常の業務遂行に支障を生じさせる可能性は否定できないので、実施機関が非開示とした処分は妥当であり、これに該当すると審査会が判断した部分は、別表3の4のとおりである。

エ 関係機関等に関する情報

本件非開示部分に記録された関係機関等の名称は、当該関係機関等に関する情報であり、特定の関係機関等が識別され、又は識別され得る情報であると認められる。

これらについて、実施機関は、「異議申立人が保健所との情報交換に対し苦情等の行動を起こすことは容易に予想されるものであり、当該関係機関等の日常の業務遂行に支障が生ずるおそれがある」と主張する。

しかし、本件相談訪問指導記録の内容や異議申立人の主張からは、関係機関等と保健所の間で異議申立てに係る精神保健福祉相談に関し情報交換が行われ

ていたことについて、既に異議申立人に対しある程度明らかになっていたことが認められるが、当該関係機関等に対し、異議申立人が苦情等によりその日常の業務遂行に支障を生じさせたとの事実は認められないので、実施機関の主張は認められず、本件非開示部分に記録された関係機関等の名称は、本号後段に該当しない。

(4) 条例第17条第3号（評価、診断等情報）該当性について

条例第17条第3号該当性が認められるためには、本号前段の「個人の評価、判定、選考、診断、指導、相談等を伴う事務に関する個人情報」と本号後段の「開示することにより、当該事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあるもの」との二つの要件を満たすことを要する。

本号前段の「個人の評価、判定、選考、診断、指導、相談等を伴う事務に関する個人情報」とは、事務の執行に際し、特定の個人の評価、判定、選考、診断、指導、相談等（以下「評価、診断等」という。）を行う事務に係る個人情報をいうと解されるが、本件相談訪問指導記録は、2の(2)で述べたとおり、異議申立人に係る精神保健福祉相談の実施に際し、相談者から聴取した事項、相談に対する処遇の方針、処遇の実施状況及び行政、教育、福祉、医療等の機関等との間で行った情報交換の内容等が記されたものであるので、本件相談訪問指導記録に記録された情報は、本号前段に該当するものと認められる。

したがって、以下、本件非開示部分のうち、(1)において開示が妥当と判断した部分及び(3)において非開示が妥当と判断した部分を除いた余の部分について、本号後段の「開示することにより、当該事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあるもの」に該当するかについて検討する。

ア 本号に該当すると判断した情報

(ア) 精神保健福祉相談の適正な執行に著しい支障が生ずる情報

実施機関は主として第4の3の(1)において、「精神保健福祉相談は、相談者及び相談内容等の秘密の保持がその前提となっており、異議申立人以外の者が相談者である相談に関する情報を異議申立人に開示することにより、当該相談者及び一般市民の信頼を失わせ、相談のための来所を控えたり、相談を担当する精神保健福祉相談員及び嘱託医が相談内容等を正確に把握できなくなるなど、当該相談者のみならず市民一般を対象とした、以後の精神保健福祉相談の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがある」と主張する。

精神保健福祉相談に対する適切な処遇を行うためには、(3)のアで述べたとおり、相談時に相談者が心理的に抑制されることなく、自由に相談できる

体制及び環境が不可欠であるので、精神保健福祉相談は、相談者と保健所との間の信頼関係を前提に行われていると認められる。

そして、この信頼関係が損なわれた場合、相談者が相談を控えたり、相談に際し心理的抑制が働き、保健所が、相談者の相談内容等を正確に把握できなくなり相談に対し適切な処遇を行ううえで大きな障害となるなど、以後の精神保健福祉相談の執行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められる。

したがって、「相談者の信頼を失わせ、相談のための来所を控えたり、相談を担当する精神保健福祉相談員及び嘱託医が相談内容等を正確に把握できなくなるなど、当該相談者のみならず市民一般を対象とした、以後の精神保健福祉相談の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがある」との理由で、相談者と保健所との信頼関係が損なわれる情報を非開示とした実施機関の処分は妥当であり、次に掲げる情報については、それぞれに記す理由により、被相談員に対し開示することで、相談者と保健所との信頼関係が損なわれる情報であると判断する。

a 相談者が開示されないと期待していると認められる情報

被相談員以外の者が相談者である精神保健福祉相談において、相談者は、被相談員との間で生じている種々の問題の解決について、被相談員に知られないことを前提として保健所に相談を行っているものと認められるので、相談訪問指導記録に記録された情報のうち、相談内容等に含まれる相談者の行為や他者に対する評価、意思であって相談者が被相談員に対し開示されないと期待していると認められる情報は、相談者の期待に反し被相談員に対し開示されることで、精神保健福祉相談における相談者と保健所との信頼関係が損なわれると認められ、これに該当すると審査会が判断した部分は、別表4の1の(1)のとおりである。

b 相談者や被相談員に対する推測を含む評価

相談を担当した精神保健福祉相談員及び嘱託医並びに関係機関等の職員が、相談者や被相談員に対し行った、推測を含む判断、判定等の評価は、推測に基づくものであるので、開示することにより、相談者や被相談員との間に無用の誤解や混乱を招くおそれがあると認められ、被相談員に対し開示されることで、精神保健福祉相談における相談者と保健所との信頼関係が損なわれると認められ、これに該当すると審査会が判断した部分は、別表4の1の(2)のとおりである。

(イ) 異議申立人への精神保健福祉業務に著しい支障が生ずる情報

実施機関は、主として第4の3の(2)において、「異議申立人が相談者で

ある相談に対する処遇内容等は、開示することにより、異議申立人が精神不安定な状況に陥ったり、精神保健福祉相談に対する不信感を募らせ、相談を担当する精神保健福祉相談員や嘱託医の指導、助言等を受け入れなくなる等異議申立人に対する精神保健福祉相談の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがある」と主張する。

相談訪問指導記録には、精神保健福祉相談を担当する精神保健福祉相談員及び嘱託医が、被相談員の病状、病名、処遇方針等について行った判断、判定等の評価が記録されているが、これらは、精神保健福祉相談員及び嘱託医の精神保健に係る専門的知識に基づく評価であり、精神医学的見地から当該被相談員に悪影響を及ぼす可能性について、審査会としては否定することができないので、開示することにより、精神保健福祉相談の実施や当該被相談員への診療等、以後の当該被相談員に対する精神保健福祉業務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められると判断する。

したがって、「相談を担当する精神保健福祉相談員や嘱託医の指導、助言等を受け入れなくなる等異議申立人に対する精神保健福祉相談の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがある」との理由で、実施機関が非開示とした処分は妥当であり、これに該当すると審査会が判断した部分は、別表4の2のとおりである。

イ 本号に該当しないと判断した情報

(ア) 本件相談訪問指導記録の決裁供覧を行った保健所職員に関する情報について、これらの職員は、記録された異議申立人に係る精神保健福祉相談に直接携わったわけではないので、開示することにより、精神保健福祉相談等に支障があるとは認められず開示が妥当であり、これに該当すると審査会が判断した部分は、別表5の1のとおりである。

(イ) 相談日及び相談種別・方法、異議申立人及びその保護者の身上関係情報、異議申立人の家系図及び家族関係並びに相談内容等、処遇内容等及び関係機関等との間で行った情報交換等の内容に含まれる事実経過については、単に事実関係が記されているだけであるので、開示することにより、精神保健福祉相談等に支障が生ずるとは認められず開示が妥当であり、これに該当すると審査会が判断した部分は、別表5の2のとおりである。

(ウ) 主訴及び処遇内容の類型については、相談者から聴取した相談内容等及び相談に対する処遇内容等について定型化したものであり、一般的な表現

に止まり、個々の具体的な相談又は処遇等の内容は明らかでないので、開示することにより、精神保健福祉相談等に支障が生ずるとは認められず開示が妥当であり、これに該当すると審査会が判断した部分は、別表5の3のとおりである。

(イ) 様式中の空欄については、空欄であることに何らかの意味があるとは認められないで、開示することにより、精神保健福祉相談等に支障が生ずるとは認められず開示が妥当であり、これに該当すると審査会が判断した部分は、別表5の4のとおりである。

(オ) 異議申立人の相談時の状態を客観的に評価した内容については、上記アの(イ)で述べた精神保健に係る専門的知識に基づく評価とは異なり、当該専門的知識が無くとも評価可能なものであり、開示することにより、精神保健福祉相談等に支障が生ずるとは認められず開示が妥当であり、これに該当すると審査会が判断した部分は、別表5の5のとおりである。

(5) 結論

以上から、本件非開示部分に記録された個人情報が条例第17条第2号、第3号又は第4号に該当するとする実施機関の主張には、上記により非開示が妥当と判断した部分を除き、その理由が認められず、その余の異議申立人及び実施機関の主張は、審査会の判断に直接影響を及ぼすものではないので、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

<参考>

答申に至る処理経過

年月日	内 容
平成8年7月15日	諮問書の受理
平成8年7月25日	審議（第2回審査会）
平成8年7月25日	実施機関から理由説明書を受理
平成8年8月23日	審議（第3回審査会）
平成8年8月29日	異議申立人から意見書を受理
平成8年9月26日	審議（第4回審査会）
平成8年10月25日	審議（第5回審査会）
平成8年11月8日	実施機関から決定理由等の説明を聴取（第6回審査会）
平成8年12月12日	実施機関から理由説明書の補足資料を受理
平成8年12月13日	審議（第7回審査会）
平成9年1月24日	審議（第8回審査会）
平成9年2月13日	異議申立人から決定に対する意見を聴取（第9回審査会）
平成9年3月3日	審議（第10回審査会）
平成9年3月25日	審議（第11回審査会）
平成9年4月10日	審議（第12回審査会）
平成9年5月2日	審議（第13回審査会）
平成9年6月17日	審議（第14回審査会）
平成9年7月18日	審議（第15回審査会）
平成9年8月26日	審議（第16回審査会）
平成9年10月6日	審議（第17回審査会）
平成9年11月10日	審議（第18回審査会）
平成9年12月15日	審議（第19回審査会）

年 月 日	内 容
平成10年1月12日	審議（第20回審査会）
平成10年2月10日	審議（第21回審査会）
平成10年3月16日	審議（第22回審査会）
平成10年4月9日	審議（第23回審査会）
平成10年5月11日	審議（第24回審査会）
平成10年6月2日	審議（第25回審査会）
平成10年7月10日	審議（第26回審査会）
平成10年8月18日	審議（第27回審査会）
平成10年9月21日	審議（第28回審査会）
平成10年10月23日	審議（第29回審査会）

別表1

非開示が妥当と判断した情報

頁	本件相談訪問指導記録中の該当する部分
1	相談者欄の記録、相談内容欄の3行目の行頭から9行目の25文字目まで及び記録者欄の記録
2	7行目の行頭の7文字、13行目の行頭から20行目の行末まで及び27行目の4文字目から行末まで。
3	2行目及び4行目の行頭の4文字
4	相談者欄の記録、相談内容欄の家系図（異議申立人及びその両親、配偶者及び子に係る記録を除く。）、4行目の10文字目から6行目の9文字目まで及び6行目の24文字目から7行目の行末まで、処遇内容欄の2行目並びに記録者欄の記録
5	相談者欄の記録、処遇内容欄の4行目及び記録者欄の記録
6	経過記載欄の2行目の27文字目から3行目の13文字目まで、4行目、5行目の2文字目から4文字目、6行目の9文字目及び7行目の12文字目から8行目の30文字目まで。
7	1行目の11文字目、2行目の行頭から3行目の20文字目まで、4行目の15文字目から22文字目まで、5行目の5文字目から6行目の行末まで、10行目の3文字目から6文字目まで及び24文字目、11行目、12行目、15行目、16行目、18行目の8文字目から10文字目まで、20行目の11文字目及び18文字目から30文字目まで並びに21行目の31文字目から34文字目まで。
8	3行目の1文字目、4行目の行頭の14文字、6行目、9行目、11行目の行頭から14行目の行末まで及び17行目の18文字目から20文字目まで。
9	3行目の2文字目及び3文字目並びに同行の17文字目から5行目の5文字目まで。
10	21行目の17文字目から20文字目まで及び27行目の行頭の19文字
11	29行目の10文字目から13文字目まで。
12	2行目の行頭の5文字、3行目の行頭から4行目の11文字目まで、7行目の5文字目から8文字目まで、13行目の行末の4文字及び14行目の行頭の4文字
13	(なし)

※ 「頁」欄の数字は、本件相談訪問指導記録に時系列順に振った頁番号である。
 (以下別表2～別表5において、同じ。)

別表2

異議申立人が了知していると認められる情報

頁	本件相談訪問指導記録中の該当する部分
6	相談日欄の記録並びに相談者欄の住所及び氏名。
8	1行目及び15行目
9	12行目の行頭から14行目の行末まで。
10	2行目の行頭の2文字及び12文字目から行末まで、4行目、6行目の行末の5文字、7行目の行頭から11行目の行末まで、13行目の行末の7文字、14行目、15行目並びに18行目の行頭から20行目の行末まで。
11	17行目の行頭から23行目の行末まで、25行目の行頭の4文字、26行目、29行目の8文字目、9文字目及び14文字目から行末まで並びに30行目
13	1行目の10文字目及び11文字目、7行目の行頭から10行目の9文字目まで並びに11行目

別表3

条例第17条第2号該当により非開示が妥当と判断した情報

1 異議申立人以外の相談者に関する情報

頁	本件相談訪問指導記録中の該当する部分
1	相談者欄の記録及び相談内容欄の9行目の行頭の25文字
2	7行目の行頭の7文字、13行目の行頭から17行目の行末まで、18行目の6文字目から23文字目まで並びに27行目の5文字目及び6文字目
4	相談者欄の記録、相談内容欄の家系図（異議申立人及びその両親、配偶者及び子に係る記録を除く。）及び4行目の10文字目から6行目の9文字目まで。
5	相談者欄の記録及び処遇内容欄の4行目の8文字目
6	経過記載欄の3行目の12文字目及び13文字目、5行目の2文字目から4文字目、6行目の9文字目並びに7行目の28文字目から8行目の30文字目まで。
7	1行目の11文字目、2行目の行頭から3行目の20文字目まで、4行目の15文字目10行目の24文字目、20行目の11文字目及び18文字目から30文字目まで並びに21行目の31文字目から34文字目まで。
8	3行目の1文字目、4行目の行頭の14文字及び14行目の1文字目
9	3行目の2文字目及び3文字目並びに4行目の10文字目及び11文字目
12	2行目の行頭の5文字及び3行目の行頭から4行目の5文字目まで。

2 異議申立人に係る精神保健福祉相談を担当した者に関する情報

頁	本件相談訪問指導記録中の該当する部分
1	記録者欄の記録
3	4行目の行頭の4文字
4	記録者欄の記録
5	記録者欄の記録
7	10行目の3文字目から6文字目まで。
12	4行目の6文字目から11文字目まで。

3 異議申立人の措置に係る協議を行った者に関する情報

頁	本件相談訪問指導記録中の該当する部分
1	相談内容欄の3行目の行頭から8行目の行末まで。
4	処遇内容欄の2行目

4 関係機関等の職員等に関する情報

頁	本件相談訪問指導記録中の該当する部分
6	経過記載欄の3行目の8文字目から11文字目まで。
7	18行目の8文字目から10文字目まで。
8	17行日の18文字目から20文字目まで。
10	21行日の17文字目から20文字目まで
12	7行日の5文字目から8文字目まで、13行日の行末の4文字及び14行日の行頭の4文字。

別表4

条例第17条第3号該当により非開示が妥当と判断した情報

1 精神保健福祉相談の適正な執行に支障が生ずるおそれのあるもの

(1) 相談者が開示されないと期待していると認められる情報

頁	本件相談訪問指導記録中の該当する部分
2	18行目の行頭の5文字、同行の24文字目から20行目の行末まで並びに27行目の4文字目及び7文字目から行末まで。
3	2行目
4	相談内容欄の6行目の24文字目から7行目の行末まで。
6	経過記載欄の7行目の12文字目から27文字目まで。
7	4行目の16文字目から22文字目まで、5行日の5文字目から6行日の23文字目まで。
8	9行目

(2) 相談者や被相談員に対する推測を含む評価

頁	本件相談訪問指導記録中の該当する部分
5	処遇内容欄の4行目の行頭の7文字及び9文字目から行末まで。
6	経過記載欄の2行目の27文字目から3行目の7文字目まで及び4行目
7	6行目の24文字目から行末まで。
8	14行目の2文字目から行末まで。
9	3行目の17文字目から4行日の9文字目まで及び同行の12文字目から5行日の5文字目まで。

2 異議申立人への精神保健福祉業務に著しい支障が生ずる情報

頁	本件相談訪問指導記録中の該当する部分
7	11行目、12行目、15行目及び16行目
8	6行目及び11行日の行頭から13行日の行末まで。
10	27行日の行頭の19文字
11	29行日の10文字目から13文字目まで。

別表5

条例第17条第3号該当性の否定により開示が妥当と判断した情報

1 本件相談訪問指導記録の決裁供覧を行った保健所職員に関する情報

頁	本件相談訪問指導記録中の該当する部分
1	決裁供覧欄の記録
4	決裁供覧欄の記録
5	決裁供覧欄の記録
11	決裁供覧欄の記録

2 事実関係情報

頁	本件相談訪問指導記録中の該当する部分
1	年月日欄，本人欄及び保護者欄の記録並びに相談内容欄の1行目の行頭から2行目の行末まで及び9行目の行末の6文字。
2	1行目の行頭から12行目の行末まで（7行目の行頭の7文字を除く。），22行目の行頭から27行目の3文字目まで及び28行目の行頭から29行目の行末まで。
3	1行目，4行目の5文字目から11行目の行末まで及び13行目
4	年月日欄及び本人欄の記録，相談内容欄の家系図（異議申立人及びその両親，配偶者及び子に係る記録），1行目の行頭から4行目の8文字目まで及び6行目の10文字目から23文字目まで並びに処遇内容欄の1行目，3行目及び4行目
5	年月日欄，本人欄及び相談内容欄の記録並びに処遇内容欄の1行目の行頭から3行目の行末まで。
6	本人欄及び家族関係欄の記録並びに経過記載欄の1行目の行頭から2行目の26文字目まで，3行目の14文字目から行末まで，5行目の1文字目，同行の5文字目から6行目の8文字目まで，同行の10文字目から7行目の11文字目まで及び8行目の行末の8文字
7	1行目（11文字目を除く。），3行目の21文字目から4行目の14文字目まで，同行の23文字目から5行目の4文字目まで，8行目の行頭から10行目の2文字目まで，同行の7文字目から23文字目まで及び25文字目から行末まで，14行目，17行目の行頭から18行目の7文字目まで，同行の11文字目から行末まで，20行目の行頭の10文字，同行の12文字目から17文字目まで，同行の31文字目から21行目の30文字目まで並びに同行の35文字目から行末まで。
8	2行目，3行目の2文字目から行末まで，4行目の15文字目から5行目の行末まで，7行目，10行目，17行目の行頭の17文字及び同行の21文字目から23行目の行末まで。

頁	本件相談訪問指導記録中の該当する部分
9	1行目、3行目の1文字目及び4文字目から16文字目並びに5行目の6文字目から行末まで。
10	21行目の行頭から29行目の行末まで（21行目の17文字目から20文字目まで及び27行目の行頭から19文字目を除く。）
11	1行目の行頭から3行目の行末まで。
12	1行目、2行目の6文字目から行末まで、4行目の12文字目から行末まで、6行目の行頭から7行日の4文字目まで、同行の9文字目から10行日の行末まで及び12行日の行頭から15行日の行末まで（13行日の行末の4文字及び14行日の行頭の4文字を除く。）
13	13行日の行頭から15行日の行末まで。

3 主訴及び処遇内容の類型

頁	本件相談訪問指導記録中の該当する部分
1	処遇内容の類型欄
4	主訴欄及び処遇内容の類型欄
5	主訴欄及び処遇内容の類型欄

4 様式中の空欄

頁	本件相談訪問指導記録中の該当する部分
1	様式中の空欄
4	様式中の空欄
5	様式中の空欄
6	様式中の空欄

5 異議申立人の相談時の状態を客観的に評価した内容

頁	本件相談訪問指導記録中の該当する部分
10	2行目の3文字目から11文字目まで。
13	6行日の行末の4文字及び10行日の行末の10文字